指導監査実態調査票

ＦＡＸにて９月２日（金）までにご返信ください。　**ＦＡＸ：011-280-3162（道老施協：宮川行）**

都道府県等による独自基準の設定や解釈、監査官の主観等による文書及び口頭の指導等によって、法令や運営基準等から見ても過度の指導を受けていると思われる例についてご回答ください（養護・軽費等も含む）。都道府県による指摘事項の添付も可能です。

施設名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 記入者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 法人監査指摘事項について

（１）-①　法人運営に関する組織的（理事会・評議会・規程等）事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 指摘事項・指導等の内容 |
| 例）役員・施設長の兼務 | 例）理事長と施設長の兼務は不可と指導された。 |

（１）-②　法人運営に関するその他の事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 指摘事項・指導等の内容 |
| 例1）公益事業の取り組み指導例2）第三者委員会の指導例3）監査法人の導入に係る考え方についての指導例4）その他 | 例)常務理事に対する報酬は、職員給与で支払うよう指導された。例)地域への香典の支出等については施設会計からの支出は認められないと指導された。 |

２　社会福祉法改正について要望する事項

（１）社会福祉法人における入札契約 及び 社会福祉法人指導監査要綱について

（１）-①　「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（厚生労働省課長通知）に関して、今回の社会福祉法改正を踏まえ、求めたい運用の緩和について、ご自由にご記入ください。

|  |
| --- |
| 例：会計監査人設置法人の場合は、一般的な基準に該当するかどうかに関わらず、随意契約を可能とする　　等 |

（１）-②　「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（厚生労働省課局長通知）に関して、今回の社会福祉法改正を踏まえ、求めたい運用の緩和について、ご自由にご記入ください。

|  |
| --- |
| 例：会計監査人設置法人の場合は、「資産管理」「会計管理」に関する所轄庁の監査を省略できる　等 |

３．介護保険法（施設、事業所、広域型、地域密着型など）に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 指摘事項・指導等の内容 |
| 例1）虐待例2）地域密着型通所介護例3）介護予防・日常生活支援総合事業例4）介護職員処遇改善加算例5）その他、報酬・加算算定の解釈に疑義あるもの等 | 例)通所介護における確保すべき介護職員の勤務延時間数について、「利用者数」ではなく「定員数」を基準に算出するよう指摘があった。例)介護職員処遇改善加算の改善額に定期昇給分を含めないよう指導された |

以上です。ご協力ありがとうございました。